

「内子町中小企業・小規模企業振興基本条例」制定の目的・効果等

●条例制定の理由及び目的

本町には、製造業や小売業、サービス業など約750の事業所等があり、そこで約4,700 人の方が働いています。(※)本町ではその事業所等の全てが中小企業及び小規模企業です。

※令和3年経済センサス(農林業、公務を除く)

中小企業及び小規模企業は、それぞれの事業活動を通じて、地域経済をけん引し、地域社会の担い手としてまちづくりに貢献してきました。しかし、今日の経済活動の国際化や国内の少子高齢化による人口減少、コロナ禍による地域経済への打撃などにより、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中において、中小企業及び小規模企業の振興を推進していくためには、事業者自らの創意工夫や自主的な努力により、経営の向上や改善を図りながら、その事業の持続的な発展へと繋げていく取り組みが必要であり、そのためには、町をはじめ、中小企業や小規模企業、商工会、金融機関、町民などが、それぞれの果たす役割の重要性について認識を共有し、各主体が一体となって協力、連携して取り組んでいく必要があります。

こういった状況に鑑み、本町は中小企業及び小規模企業の振興に関する基本理念を定め、町の責務や中小企業及び小規模企業の役割などを明らかにするとともに、町の施策の基本的な事項を定めることにより、その振興に関する施策を総合的に推進し、本町の経済の活性化と雇用の促進、町民生活の向上につなげていくこと目的として条例を制定いたします。

●中小企業・小規模企業の定義

※中小企業基本法第2条第1項各号及び第5項に規定する資本金、従業員数のいずれかの基準を満たす事業者のこと。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時雇用する 従業員の数	常時雇用する 従業員の数
①製造業、建設業、 その他の業種	3億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	1億円以下	100 人以下	5 人以下
③サービス業	5,000 万円以下		
④小売業		50 人以下	

●条例制定の効果

中小企業及び小規模企業の振興の目的や施策の基本方針が明確となることで、今後の中小企業及び小規模企業の振興施策に反映し、より効果的な支援を行うことができます。

また、町や中小企業、小規模企業、商工会、金融機関、町民などの役割を明確にすることで、各主体が一体となって中小企業及び小規模企業の振興を推進することができ、地域経済の発展や町民生活の向上につなげていくことができます。

●中小企業及び小規模企業振興基本条例の概要

地域全体で連携・協力

○町の責務(第4条)

- ・振興施策を総合的に策定・実施
- ・各主体と連携・協力し、効果的な振興施策を実施
- ・工事発注等における受注機会の増大

○金融機関の協力(第7条)

- ・経営相談や資金需要への対応など経営の改善・向上への協力
- ・振興施策への協力

○中小企業・小規模企業の役割(第5条)

- ・主体的に経営基盤を強化する
- ・積極的に地域資源を活用する
- ・人材育成と雇用環境の充実を図る
- ・振興施策へ積極的に協力する
- ・商工会への加入に努める

○関係機関

(国、県、その他支援機関)

連携・協力

○商工会の役割(第6条)

- ・中小企業等への積極的な支援
- ・振興政策への協力

○町民の理解・協力(第8条)

- ・中小企業等の役割を理解し、町産品等の利用などで協力

～～施策の基本方針(第10条)～～

- (1) 経営基盤の強化による事業活動の維持及び持続的な発展を促進すること
- (2) 創業、新規事業の創出及び事業承継を促進すること
- (3) 人材の育成、確保及び雇用の安定を図ること
- (4) 販路の拡大及び開拓を促進すること
- (5) 資金調達の円滑化を図ること
- (6) 情報の収集、提供及び発信を図ること

中小企業及び小規模企業の成長発展・事業の持続的発展

- 売上の増加 ●雇用の拡大(雇用機会の確保)

まちの発展

- 地域経済の活性化 ●雇用の促進 ●町民生活の向上

